

令和元年

第14回太宰府市定例教育委員会会議録

令和元年11月27日

太宰府市教育委員会

令和元年第14回（11月）定例教育委員会会議録

1 開会及び閉会に関する事項

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 日 時 | 令和元年11月27日（水）
午前10時00分開会
午前11時20分閉会 |
| 2 | 場 所 | 太宰府市役所 4階 403会議室 |

2 出席委員の氏名

教育長	樋 田 京 子
委 員	野 中 秀 典
委 員	武 藤 佳穂里
委 員	桑 野 裕 文
委 員	日下部 寛 行

3 欠席委員の氏名

なし

4 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教育部長	江 口 尋 信
学校教育課長	鳥 飼 太
文化財課長	城 戸 康 利
スポーツ課長	安 恒 洋 一
文化学習課長	百 田 繁 俊
社会教育課長	木 村 幸代志
学校教育課副課長	八 尋 純 次
指導主幹	井 上 和 信
指導主幹	田 中 稔 彦
指導主幹	古 田 信 也
教育支援センター室長	園 田 正 斉
教務係	安 部 智 之
教務係	瓜 生 美 咲

11月定例教育委員会会議次第

1 開 会

2 今回会議録の署名委員 桑 野 裕 文 委員

3 報 告

(1) 教育長報告

(2) 各課・館の月間主要行事報告

(3) 各課・館の月間主要行事計画

(4) 史跡宝満山保存活用計画（案）に対するパブリック・コメントの実施について

4 審 議

議案第40号 太宰府市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について

議案第41号 太宰府市立学校の事務の共同実施に関する規程を廃止する訓令について

議案第42号 太宰府市立学校の共同学校事務室に関する規程について

議案第43号 体育の日の行事支援補助金交付規則の一部を改正する規則について

議案第44号 太宰府跡推定客館地区整備検討委員会委員の委嘱について

議案第45号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について

議案第46号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について

議案第47号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について

議案第48号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について

議案第49号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について

議案第50号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について

議案第51号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について

議案第52号 太宰府展示館の指定管理者の指定について

議案第53号 水城館の指定管理者の指定について

議案第54号 令和元年度太宰府市教育費補正予算案（第5号）について

5 閉 会

午前10時00分 開会

○樋田教育長

皆様、おはようございます。

本日は全員出席です。令和元年第14回太宰府市教育委員会11月定例会を開催します。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

[会議録の署名委員]

○樋田教育長

今回の会議録の署名については、会議規則第14条第2項の規定により、桑野委員を指名します。

[教育長報告]

○樋田教育長

教育長報告をします。

まず、11月も「教育の日」の取り組みがたくさんありました。参加いただきましてありがとうございます。あと3校になっていますので、無理がないように、お時間の許す限りの参加をよろしく願います。

では、何点か報告ですが、1点目に、12月議会についてです。お手元に日程表をお配りしています。11月29日金曜日から12月17日までの日程で開催されます。

主な内容については、新聞等でも報道があっておりましたので、ご覧になられているかと思いますが、1つは人事案件です。これは私の再任ということについて、同意を得るための上程です。同意を得て、あとは任命ということになりますので、まだ任命されたわけではありません。今回は、前任の教育長の任期を引き継ぐ形で就任していますので、実際には12月24日に、1年と9カ月の任期を全うすることになります。その後の再任に関する同意を得るということです。決定しましたら、また次の教育委員会で報告をさせていただきたいと思っています。

それから、教育委員会関係については、今日審議いただきますが、補正予算についての上程がなされています。特別支援教育の教材や、オリンピック聖火リレーに関する予算など、教育委員会関係の補正予算の上程がなされるところです。

それから、11月は県主催の教育長会議が2回開かれています。定例と臨時です。定例については様々な議題がありましたが、その中で特に太宰府市に関連することでは、福岡教育事務所管内で、学力向上で大きな成果を上げている市町村ということで、3校紹介され、その中の一つに太宰府が紹介をされました。特に、6年生を中心とした小学校の復習習慣が非常に学力向上に功を奏しているということで、教育長会の中でご紹介をいただいたところです。

それ以外にも、今年は太宰府市の学校視察をたくさんしていただいております、福岡県内の主幹指導主事会議ということで、6事務所の主幹の皆様をはじめ、多くの方が学校訪問をされて取り組みを見ていただきました。学力向上に関して非常に注目を浴びている状況で、ありがたく思っています。

それから、臨時教育長会については、新聞等で報道されましたが、大川市の中学校教諭が覚醒剤の所持ということで逮捕された事案に関し、すぐに臨時の教育長会が開かれ、説明と、不祥事防止対策の依頼があったところです。

さらに29日は校長研修会ということで、県内の小中学校の校長先生が全部招集され、特に薬物乱用に関する研修及び、不祥事防止への依頼があることになっています。各市町村においては、校長先生に対しては教育長が、各先生に対しては校長が面談等を行います。薬物乱用につきましてはいろいろな原因があり、特にストレスや不安も一つの要因になっているため、そこを中心に先生方を見ていただくという取り組みがなされます。

いずれにしても、覚醒剤については本県で2件目です。記憶に新しいところでは、平成26年に春日市の現職の校長が覚醒剤所持で逮捕されるというショッキングな事件が起こり、さらに今回ですので、県の教育委員会としても、大きな問題であると捉え、力を入れて再発防止に取り組みたいと、城戸教育長から直接の話をいただいたところです。

それから、学校関係の動きとしては、人事関係が早く、11月から教育事務所と各校長の人事ヒアリングが行われています。それと同時に私も、各校長からの来年度の学校経営構想等をお聞かせいただいているところです。それから校長、教頭、それから主幹、指導主事の先生方は受験もあっていますので、その関係で市内各小中学校の校長と教育長の面接等も実施したところです。

以上です。

ただいまの報告に関して、何か質問等はありませんか。

[各委員 なしの声]

[各課・館の行事報告及び行事計画]

○樋田教育長

それでは続きまして、各課・各館の月間主要行事関係に入りたいと思います。

社会教育課、お願いします。

○社会教育課長

お手元の資料1ページをご覧ください。

11月はここに掲載しているとおりですが、主なものとして、太宰府市民文化祭が3日、4日と開催され、社会教育団体等も出店等、参加しています。

30日の土曜日、今週になります。ジュニアリーダーと行く中津市バスハイクということで、中津市との友好都市締結5周年記念で、小学生を募集し、40名程度応募があっっています。ジュニアリーダーが引率する形で、小学生、事務局とで、日帰りで行って散策する予定になっています。

12月の予定ですが、資料4ページをご覧ください。

6日、人権講座「ひまわり」今年度の分が最終回となります。

同じく6日に家庭教育学級の合同人権学習会があり、その他の行事は以下のとおりとなっています。

以上です。

○樋田教育長

学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

資料の1ページをご覧ください。

11月の行事です。

6日に、中学生の未来に贈るコンサートを開催しています。教育委員の皆様、ご参加ありがとうございます。

9日、16日、18日、23日は、各土曜日ですが、各小中学校において「教育の日」を実施しています。こちらに関しても教育委員の皆様、ご参加ありがとうございました。

28日については、小学校の全教員研修会ということで、太宰府東小学校で午後1時から実施する予定になっています。

30日土曜日については、水城小学校の文化発表会、水城まつりを予定しています。

続きまして、12月の予定です。4ページをご覧ください。

4日水曜日、今年度最後となります太宰府市の小学校音楽会がプラム・カルコア太宰府で開催します。

7日土曜日は「教育の日」、国分小学校で国分っ子発表会、同じく7日土曜日、こちらにも「教育の日」で、水城西小学校においてもちつき集会在り予定されています。

それから、24日火曜日が小中学校の後期前半の授業終了となっています。

以上です。

○樋田教育長

文化財課、お願いします。

○文化財課長

文化財課です。2ページをご覧ください。

9日土曜日に太宰府発見塾7回目を行いました。111人の参加でした。

20日、東京で全国史跡整備市町村協議会の臨時大会ということで、国会議員の方々、財務省、文科省の部課長に、来年度の予算についての陳情を行ってきました。今回は文科大臣と財務大臣に直接お会いするということができています。

30日、日程の都合で、発見塾の8回目を12月ではなくて11月の最後の週に行うことに予定しています。

4ページをご覧ください。

12日に大宰府跡推定客館地区整備検討委員会の開催を予定しています。

以上です。

○樋田教育長

文化学習課、お願いします。

○文化学習課長

文化学習課、11月の行事報告です。資料の2ページをご覧ください。

まず、11月の3日、4日には、恒例の太宰府市民文化祭を開催し、天候にも恵まれ、多くの方にご来場いただき楽しんでもらえたところです。

16、17日です。これは市の行事ではありませんが、昨年太宰府で開催しました、福岡Ⅱブロック芸術の祭典が、春日市で開催されました。太宰府市からは文化協会から出展及び出演をいただき、これもまた趣向を凝らした力作で、大変盛り上がったところでした。

12月の行事予定です。資料の4ページをご覧ください。

12月の主なものとして、15日、市民吹奏楽団による恒例のクリスマスコンサートが開催されるということで、こちらも人気のある催しですので、多くの人出があるものと思います。

以上です。

○樋田教育長

スポーツ課、お願いします。

○スポーツ課長

スポーツ課の11月の行事報告です。2ページをご覧ください。

記載のとおりですが、主なものとして、17日に市町村対抗福岡駅伝が筑後広域公園で開催されました。本市は28位でゴールしています。

12月の計画でございます。4ページをご覧ください。

主なものとして、8日の日曜日にボッチャ交流大会が行われます。こちらの主催は障害者団体協議会と身体障害者福祉協会ですが、市と教育委員会の後援がありますので、福祉課とスポーツ課でサポートする形になります。

以上です。

○樋田教育長

行事関係で何か質問はありませんか。どうぞ。

○日下部委員

2点ございます。1点が感想と、1点はお尋ねということになります。

先ほど教育長報告でもありましたが、「教育の日」を通じて多くの学校を訪問することができて、これに関して、子どもたちのほんとうに生き生きとした姿をじかに見ることができて、大変有意義な時間になったと思います。また、今回訪問させていただく中で、地域の方が熱心に学校を支えていただいているという姿を再認識したところです。まだ「教育の日」は終わっていませんが、今後の日程も参加をしていきたいと感じています。

訪問のときに1点感じたところですが、東小学校を訪問させていただいたときに、皆さんがマスクをつけた状態での発表会という形になっており、やはり学校で今インフルエンザの蔓延が進んでいるかと思しますので、現状で何か把握されている情報がありましたらお願いします。

○学校教育課長

インフルエンザで学級閉鎖は、水城小学校の2学年で1学級の報告が上がっています。それ以外は今のところございません。

○日下部委員

わかりました。ありがとうございます。

○樋田教育長

私も東小に、昨日伺ったときに「インフルエンザはどうですか」とお聞きしたら、「ぎりぎり今のところは学級閉鎖等には至らないけれども、今後気をつけている」という話は校長先生がされていました。

○日下部委員

学校全体で予防対策に取り組んでおられるなという印象がありましたので、その後どうかというのが心配になっておりお聞きしました。ありがとうございます。

○樋田教育長

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

一つ補足させていただきますと、4ページの真ん中ぐらいの学校教育課の4日、太宰府市小学校音楽会。これは申し上げたかもしれませんが、今年度で最後になります。これは九州国立博物館の開館に合わせて取り組みが始められたと聞いております。15年間実施してまいりました。この前、南小の「音楽物語」を聞いていただいた委員もおられると思いますが、各学校が、それぞれ音楽活動を充実していますので、合同でする分については一定の役割を終えたということで、これからはそれぞれの学校が趣向を凝らして音楽活動の充実に向けていただくという形に変更させていただきたいと思っていますところ です。

行事関係はよろしいですか。

[各委員 なしの声]

[史跡宝満山保存活用計画（案）に対するパブリック・コメントの実施について]

○樋田教育長

次に参ります。史跡宝満山保存活用計画（案）に対するパブリック・コメントの実施についてです。

文化財課、お願いします。

○文化財課長

資料は、机上配布しています史跡宝満山保存活用計画（案）です。これは筑紫野市と共同して、昨年度から史跡になった宝満山をこれからどのように活用していくのかという検討を行ってきたものです。共同で行っており、事務局は全て筑紫野市で担っています。太宰府市は参加をするということと、補助金を史跡の面積で案分して負担金を出すという形で進めていました。

資料はとても厚く、前半は、これまでの状況の説明になっていて、後半3分の1ほどで課題を抽出して、これからどのような形で進めていこうという内容にしています。これについてのパブリック・コメントを募集するため、太宰府市では12月16日から1月24日まで、市内の6カ所で見えていただく準備を進めているところです。その後、パブコメをいただいた後にまとめ、委員会にて検討した後、3月に形としてでき上がる予定で進んでいます。

あと、文化財保護法が昨年改正され、この保存活用計画というのが文化財保護法の中に位置づけられ、文化庁が認定するという行為が一つできましたので、年度が明けて、その認定についての手続を進める予定です。

以上です。

○樋田教育長

かなり厚い資料なので大変ですが、太宰府・筑紫野、その近辺の歴史遺産のすごさを感じているところです。おかげさまで、文化財関係は国からの補助が非常に手厚いということもあり、このような計画の策定に関しても補助があるため、上手に活用しながら実施していけたらと感じているところです。

今パブリック・コメント中ですか。(文化財課長へ)

○文化財課長

12月16日から募集を始めることにしています。

○樋田教育長

計画が出来上がるのはいつですか。

○文化財課長

3月末の予定です。

○樋田教育長

3月末の予定の計画として出てくるということですか。

質問等ありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは、この件については終わります。

[議案第40号 太宰府市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について]

○樋田教育長

それでは、次に審議に入ります。

審議案件が大変多い状況です。15件あります。議案によっては一括して審議していただき、質疑、討論をいただくという形にさせていただきたいと思っています。ただし承認については1件ずつということになりますが、それでよろしいですか。

[各委員 異議なしの声]

○樋田教育長

では議案第40号を議題とします。
教務係長の朗読を求めます。

○教務係長

議案第40号、太宰府市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について。
標記について、承認を求める。
令和元年11月27日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

提案理由の説明をお願いします。

○学校教育課長

それでは、議案第40号、太宰府市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、説明します。

今回審議いただきます議案第40号から42号については関連がありますので、まず一括して、関連について説明します。

まず、この40号から42号については、教職員の働き方改革の一環として、福岡県が進めている共同学校事務室の設置に伴う規定等の改正・廃止・制定です。

共同学校事務室の設置は、事務の効率化を図ること、事務職員が今まで以上に学校経営に参加することで、教職員の負担軽減をより促進させることを目的としています。事務の共同実施がスタートするまでは、事務職員は各学校一人で事務処理を行っていましたが、太宰府市では平成19年4月から学校事務の共同実施制度が始まったことで、月に数回、各学校の事務職員が1カ所に集まり事務処理を行うこととなりました。

そのことにより、情報交換や相互チェックで、迅速で正確な事務処理や、学校相互の組織的な支援体制が整うことにより、事務の停滞の防止が可能になったこと、また、学校予算の効率的な執行や、調査統計の共同業務、それから情報収集・発信など事務処理の効率化を促進することが可能となり、教員が子どもの教育に専念できるような環境の整備を図ってきました。

このような中、働き方改革など新たな教育課題の出現や、従前の事務共同実施では解決できなかった諸問題の解決に向け、既存の共同実施体の組織を生かしながら、主任、室長の職務を明確にすることで組織力を強化するために、共同学校事務室へと変更するものです。共同学校事務室の設置のために、昨年度以降、事務職員の先生方と協議を重ねながら、令和2年2月1日を目途に共同学校事務室の設置を目指しています。

これらが40号から42号に関する説明です。

9ページをご覧ください。申しわけありませんが資料の訂正をお願いします。9ページの右側、改正案の下です。括弧書きで「(学校事務の共同実施)」となっている所ですが、こちらが「(共同学校事務室)」に訂正をお願いします。

今回の主な改正点としては、第22条の事務職員の職名と職務を追加したこと、それから第23条には、学校事務の共同実施を廃止し、共同学校事務室とすることで、組織としての共同学校事務室を設置することを定めた内容に改めた点が、主な改正点です。

議案第40号についての説明は以上です。

○樋田教育長

それでは、議案第40号について、意見、質問、討論等も含めて何かありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

議案第40号の承認に関する決議を行いたいと思いますが、議案第40号を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第40号は承認をされました。

[議案第41号 太宰府市立学校の事務の共同実施に関する規程を廃止する訓令について]

○樋田教育長

では、議案第41号について議題とします。

議題の読み上げをお願いします。

○教務係長

議案第41号、太宰府市立学校の事務の共同実施に関する規程を廃止する訓令について。標記について、承認を求める。

令和元年11月27日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

提案理由をお願いします。

○学校教育課長

それでは、議案第41号、太宰府市立学校の事務の共同実施に関する規程を廃止する訓令について説明します。

先ほど概要について説明しましたとおり、学校事務の共同実施から共同学校事務室に組織としての体制を改め、新たな規程を設定することになりましたので、今回、太宰府市立学校の事務の共同実施に関する規程については廃止するものです。

以上です。

○樋田教育長

この件について、質疑、討論を行いたいと思いますが、質問等はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

では、採決を行います。

議案第41号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第41号は承認をされました。

[議案第42号 太宰府市立学校の共同学校事務室に関する規程について]

○樋田教育長

続きまして、議案第42号を議題とします。

教務係長の朗読を求めます。

○教務係長

議案第42号、太宰府市立学校の共同学校事務室に関する規程について。

標記について、承認を求める。

令和元年11月27日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

それでは、提案理由の説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第42号、太宰府市立学校の共同学校事務室に関する規程について、説明します。

先ほど冒頭で説明したとおり、今回提案させていただきます共同学校事務室の設置に伴います規程の主なものとして、室長と副室長を設置するということです。室長に他の事務職員の指揮監督をする権限や、校長の権限に属する事務の一部を専決させることで、事務の効率化の促進や、室長のリーダーシップのもと組織力を強化し、確実な事務体制の構築を目指すものです。

説明は以上です。

○樋田教育長

この件について、質疑、討論を行います。質問等はありませんか。

○野中委員

ちなみに、設置校はどこになっているのですか。室長、副室長ももう決まっているのですか。

○学校教育課長

まだ決まっています。

○野中委員

これからですか。

○学校教育課長

はい、これからです。

○野中委員

設置校も決まっていないのですか。

○学校教育課長

設置校は、もともとこの事務室という部屋等を設置するという想定は今のところありません。組織という形です。組織をつくり、各事務員が、例えば市役所の会議室に集まっていただき、そこで共同で事務をしていただくようになります。そのときに室長の指揮監督で事務を進めるという想定で、今のところ考えています。

○野中委員

その会議というのは、定例で月1回とか週1回とかですか。

○樋田教育長

会議の形態ですね。

○学校教育課長

今は共同実施という形で、各学校の事務職員が、太宰府南小学校に集まり、月に数回、給与のことや人事に関することなどを共同で事務処理を進めています。

○野中委員

現在は南小学校に集まっているのですね。

○学校教育課長

はい。主に南小学校の会議室を利用させていただいています。

○野中委員

ということは、南小の事務官が室長的な役割を果たしているということですか。

○学校教育課長

いや、今現在は、この共同学校事務室の設置に向けて、県が加配という形で事務職員を1名配置しています。太宰府中学校に1名加配という形で配置をされているところです。

○桑野委員

関連で。最初に規則の一部改正で、共同学校事務室の、二つ以上の学校のいずれか一つの学校にという形になるとなっています。偶数でいく場合と奇数でいく場合と、それからもう既に南小学校が一つの場所になっているということですが、イメージ的にはもうでき上がっているのではないかなという気がするのですが。

○学校教育課長

名称として、「共同学校事務室」と、部屋があって、その事務室の中に事務の先生方が集まって、仕事をされるイメージですが、実際には資料などを各自持ち寄られ、場所としては市役所や各学校で行う状況です。想定しているのは、南小で今のとおり進めるのか、市役所の会議室を使うということです。事務の進め方としては大きくは変わりませんが。

○桑野委員

私のイメージ的には、あまり変わらないなという気がするのですが、ただ、共同で室長がいて、共同ということはほかのところも来て、その人たちが副になる。ということは、二つか三つ、幾つかわかりませんが、A学校ではAの校長ですね、BではBの校長がいて、共同事務という名称で、例えばAが室長になると思うのですが、その場合、いわゆる指揮権というのはどういうふうになるのですか。

○学校教育課長

事務所に関しては室長に大きな権限を与えますが、各学校の中の事務処理に関しては校長先生が決裁権を有します。

○桑野委員

勤務的にはどうなるのですか。例えばそこに共同事務になった場合、今までは自分の学校のことだけ行っていけばよかったものを、複数の学校の事務をある意味では行うことになるわけですね。そうした場合、自分の学校ではないところまで行う際の時間やサービスなどは、どういうふうになっているのですか。

○学校教育課長

サービスは出張という形です。

○教育部長

今までも共同事務はやっていました。要するに学校の中で事務職員が学校の事務作業をするときに、同じような作業をするわけで、それぞれのやり方が違ってはいけないし、間違ってもいけないので、確認もします。例えば管理職が確認できるかと言ってもなかなか難しいので、共同でやることで、効率化や正確性を担保しようとしていたのです。

○桑野委員

私の素朴な質問は、今までも効率化を図っていたのに、働き方改革の名のもとにこれを

実施する。それに伴ういろんな規程を全部変えていかななくてはならないわけでしょう。どこが働き方改革でメリットになってくるのだろうと思ったわけです。

○教育部長

「チーム学校」とかいう文科省の考え方に、今までの事務の方はどちらかというと事務処理をするという考え方だったのが、学校の運営等に参画する権限を少し事務の方にも与えるわけです。

○桑野委員

例えば高等学校なども、参事格の人はいわゆる権限があります。学校教育に口を出していいという言い方はちょっと語弊がありますが、そういう事務長の中でも議論があるけれども、小学校等もそういう形になるわけですか。

○教育部長

各学校でも、先生たちがお金を扱わないで、今までは例えば学級費などを各先生方がしていたものを、事務室が引き上げて、そこでの出し入れを事務の方がされているということはあります。そのような、言うならば各学校ばらばらで実施していたことで、先生方や学校が請け負っていた事務作業を、市全体で同じような考え方で、例えば引き上げられないかということ、事務作業としてできないかということが一緒にできるのであれば、実際にやっていただくとか。そのように、働き方改革ということ言えば、先生の事務作業を減らせないとか、学校での対応を減らせないかということです。

○桑野委員

逆に言うと、今まで学校独自でできたもの、例えばその学校にうまく合った形で実施していた事務を画一化し、そうすることによって少しでも効率よくしようという趣旨ということですね。そのことによって時間的余裕ができて、それが働き方改革につながるということですかね。

こういう組織をつくることに対して反対ではないです。しかし、今までやっていたことがなぜいけないのかなと感じます。今までやっていたことよくなる点を、もう少し明確に示せばいいかと思います。

○学校教育課長

組織という形態、室長、副室長を置いてという形に改めます。今まではそういった職階によつての主幹や事務主査という、職階での上下関係はありましたが、それを改めて組織、室長ということで指揮監督権を与え、より統制がとれた組織に改めて、より事務の見直しを進めることが大きな趣旨です。

○桑野委員

最後に一つだけ。こういうことをやっていくと、何か格付というか、拠点校の校長が一番いいというような考え方をされてはいけないしですね。ないとは思いますが、室長と副

室長など、給与的とか身分的な格付の違いがあるのですか。

○学校教育課長

そこは県であるのかを今のところ確認をしているところでして、明確にあるということは、今のところ言えない状況です。

○桑野委員

予算的な裏づけはない形で、当然、なかったポストが新しくできるわけで、それも自分の所管ではなくて他のところまで含めて、今まで以上に責任がある立場でやらなくてはいけなくなってくるわけでしょうから、何らかの、昇給等があるのかと思いますが。県からの情報を待っている状況ですか。

○学校教育課長

そうですね、給与については県で指導していただいていますので。

○桑野委員

わかりました。

○樋田教育長

以前、共同事務についてパワーポイントで説明しましたが、なかなか私たちが理解しにくいというところはあったかと思います。ただ、現在、南小でやっていただいても、教育委員会との連携が非常に重要だと思います。

事務室の人員は結構少ないです。県費の事務職員は基本的に1校に1人、大規模校で2人、それぞれの学校で事務を担っている状況ですので、何らかの形でそこは共同でできる部分、それから個別の学校でやる部分と、仕事の内容を精査して、もっと教育委員会と緊密に連絡をとりながら実施できる組織体制をつくるという上では、場所も市の会議室かもしれないですね。室という体裁でいろんな設備があるわけではないですが、会議体として教育委員会との連携を、事務の先生方との連携をきちんととる中で、この部分は共同で、違う部分は個別で行うということです。

それから、もっと学校の問題等にも、事務の先生方に参画してもらえないかと話をするなど、そういうことを積み重ねていく中で、事務の先生方にも学校運営に参画していただくような意識の涵養もできるでしょうし、若い先生もおられればベテランの先生もおられる中で、色々な技能や技術面も伝達していく組織をつくっていかうと捉えていたところです。

将来的には一つ、室というものをきちんとした場所として設け、各学校には例えば事務室は置かずにそこが一括するという形になるのか、それとも違う形で進むのかというのは、これからの問題だと思いますが共同事務についてはいろいろな意味の働き方改革につながっていくのではないかと理解をしたところです。

共同事務室として少し形が見えてきたら、改めて皆様方に説明したいと思います。

では、議案第42号について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第42号は承認をされました。

[議案第43号 体育の日の行事支援補助金交付規則の一部を改正する規則について]

○樋田教育長

続きまして、議案第43号を議題とします。

教務係長の朗読を求めます。

○教務係長

議案第43号、体育の日の行事支援補助金交付規則の一部を改正する規則について。

標記について、承認を求める。

令和元年11月27日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

提案理由の説明を求めます。

○スポーツ課長

議案第43号、体育の日の行事支援補助金交付規則の一部を改正する規則について、説明します。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律は、平成30年6月20日に公布され、国民の祝日である「体育の日」の名称が「スポーツの日」に改められましたことにより、本規則の題名及び条文等の中にある「体育の日」という文言を「スポーツの日」に改めるものです。

説明は以上です。

○樋田教育長

説明が終わりました。質疑、討論ございませんか。どうぞ。

○桑野委員

質問です。「体育」を「スポーツ」に変えるだけの問題と思うのですが、改正案の中で、新旧対照表で見て、左側は「体育の日」に全部アンダーラインがあります。右側の場合は「太宰府市スポーツの日」もあります。その上には「スポーツ」とあるのですが、これは「太宰府市」が入っている条項が、第1条と、それから第7条と幾つかあるのですが、何か意味あるのですか。

○スポーツ課長

これは規則を明確化するために、「太宰府市」という文言を入れております。

今まで「太宰府市」という文言はありませんでしたが、「スポーツの日」の行事という

ことで、補助金を交付しています。

○野中委員

これは「太宰府市スポーツの日、「以下スポーツの日」ということで、「スポーツの日」という形に統一したほうがわかりやすいと思うのですが。全てに「太宰府市」を入れて。

○桑野委員

いや、そもそも入れる必要性があるのかなと思います。確かに「太宰府市」という名称で、その後のいろんな申請書などもそのように書いてあるからわかるのですが、最初にそういう形で「以下こうする」という文言で処理していくか、「太宰府市」という言葉を全て取って、「体育の日」をそのまま「スポーツの日」に変えるというだけにしたほうが、見たときに入ってきます。

○樋田教育長

これはほかの市町村も同じように変更するのですよね。太宰府市だけじゃなくて。例えば「那珂川市」とかそういう文言をつけないといけないなどの全体的な動きがあるのですか。

○スポーツ課長

一応、法令審査で審査しましたが、そちらともう一度協議しましょうか。

○樋田教育長

間に合いますか。今日承認できなくても大丈夫ですか。

○野中委員

「太宰府市」がついているのと、ついていない「スポーツの日」ってあるじゃないですか。あえてつけている意図がわかりません。

○スポーツ課長

補助金の申請行為についてのみ「太宰府市」が入っているというふうに認識していますけれども。

○武藤委員

補助金の申請のときにこれが必要。

○日下部委員

その前の規則に準じてということですか。

○スポーツ課長

教務係長からの教示があったのですが、アンダーラインが引いてある「太宰府市スポー

ツの日の行事支援補助金」というのが一つの名称、名詞ということで認識してあるみたいで、その分に関しては「太宰府市」が入っているということで、今までのそれ以外の「スポーツの日の行事」というところだけは「太宰府市」を入れていないというような考え方だそうです。

○日下部委員

21ページの内容に準ずるということですね。

体育の日の行事がスポーツの日になる。体育の日の行事支援補助金が太宰府市の。

○武藤委員

補助金の名前がということですね。

○野中委員

はい、わかりました。

○樋田教育長

補助金の名称ということで、あえて「太宰府市」というふうに改めています。

○樋田教育長

国の法律の関係ですね。

○スポーツ課長

そうですね。

○樋田教育長

それはそちらで、だから「体育の日」は「スポーツの日」になると。ただ、この補助金の申請要綱については、この名称を使うようにしているという意味ですね。

○武藤委員

そういうことだと思います。で、「太宰府市」。

○樋田教育長

ということですが、いかがでしょうか。

○野中委員

はい、わかりました。

○武藤委員

わかりました。

○野中委員

参考資料のところに申請書がありますよね、21ページからずっと。この文言が「太宰府市スポーツの日の行事支援」という形に変わるということですよ。補助金申請に関しての文言の修正ということ。

○樋田教育長

これが変わるのですね。文言についてご意見をいただいているところですが、事務局としては一応これで提案させていただいています。これは法令審査も通っているのですか。

○社会教育課長

「体育の日」は「スポーツの日」に来年から祝日が変わるのですね、これが「スポーツ」に変わって。下のスポーツ補助金というのは太宰府市独自の補助金だから、「太宰府市」を今回から入れるようにしているのではないですかね。

○樋田教育長

そうですね。大きな意味はそういうことでの理解でよろしいでしょうか。

○桑野委員

はい。

○樋田教育長

では、採決を行います。

議案第43号を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第43号は承認をされました。

[議案第44号 大宰府跡推定客館地区整備検討委員会委員の委嘱について]

○樋田教育長

では続きまして、議案第44号を議題とします。

教務係長の朗読を求めます。

○教務係長

議案第44号、大宰府跡推定客館地区整備検討委員会委員の委嘱について。

標記について、承認を求める。

令和元年11月27日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

それでは、提案理由の説明をお願いします。

○文化財課長

説明します。

この委員会をご存じのとおり、西鉄二日市駅の北側にあります大宰府跡客館地区、これの整備の検討の委員会です。今年度から整備が始まっているわけですが、委員の任期が元年の11月30日で切れますので、31ページに記載している5名の方について、これは全て再任でお願いできました

説明は以上です。

○樋田教育長

説明が終わりました。質疑、討論を行いたいと思います。質問等はありませんか。

日下部委員、どうぞ。

○日下部委員

まず、これは客館跡ですけども、いわゆる昔の西鉄の操車場跡地ということですね。再度確認になりますが、これは西鉄から買い上げ、公有化がもう既に済んでいるというところで認識はよろしいですか。

○文化財課長

そうです。

○日下部委員

まず1点、この委員会の開催頻度、どのような形で会議が行われているかということをお伺いします。遠方の委員もいらっしゃることから、どういう頻度でどういう形で行われているかということを知りたいのと、これが平成29年の11月のこの教育委員会定例会において、この前段階での委員の承認というのが行われたときに、この件についての説明がなされていますが、本委員会の所掌事務として、客館の保存・整備・活用というところが挙げられているので、西鉄のかかわり方というのがどのような状況になっているのか、説明してください。

○樋田教育長

どうぞ。

○文化財課長

まず1点目の委員会の頻度ですが、大体、例年2回ということ動いています。今年度はまだ開いていませんので、先ほど行事予定で申しました、12月に今年度の1回目の予定をしているところです。今申されたように、中身としては、整備が進んできたところで、整備のコンセプトや設計は昨年度行っておりまして、委員の先生方もこれは当然承認をいただいたところまで来ていますので、今回は説明板や解説板をつくっているのですが、その中身を主な議題として議論していただく予定にしています。

2点目の西鉄との関わりですが、始まった当時から、どのように二日市駅と一緒にやっていけるかが課題としてありましたので、委員の中には入っておりませんが、最初から西鉄の方は、オブザーバーとして、担当の部長様はじめ担当の方までおいでいただくということで進めてきています。また、これは質問にありませんでしたが、地元の自治会ともわりと小まめにワークショップとかいうことを昨年度までやってきていたところです。

今後の活用という点については、西鉄はもちろんですが、地元の方、なるべく色々な方が様々な使い方ができるような整備ということで考えて進んでいます。

以上です。

○日下部委員

ありがとうございます。

○樋田教育長

よろしいですか。この件についてほかにありませんか。

○野中委員

ちなみに、会議の費用負担は市が全部持つのですか、交通費も含めて。

○文化財課長

昨年度も今年度も、文化庁の補助事業が動いていますので、この旅費については補助金が充てられます。

○樋田教育長

よろしいですか。

○野中委員

はい。

○樋田教育長

ほかにありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは、これで質疑、討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第44号は承認をされました。

- [議案第45号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について]
- [議案第46号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について]
- [議案第47号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について]
- [議案第48号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について]
- [議案第49号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について]
- [議案第50号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について]
- [議案第51号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について]
- [議案第52号 太宰府展示館の指定管理者の指定について]
- [議案第53号 水城館の指定管理者の指定について]

○樋田教育長

続きまして、議案第45号から議案第53号までは指定管理者の指定となりますので、一括審議とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

[各委員 異議なしの声]

○樋田教育長

まず、提案理由の説明をお願いします。

文化学習課長、お願いします。

○文化学習課長

それでは、議案第45号、太宰府市民図書館の指定管理者の指定について及び議案第46号、太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について、一括して説明します。

資料については、市民図書館が32ページ及び33ページ、いきいき情報センターは34ページ及び35ページ、また、別刷りになっていきます参考となる例規としては、市民図書館が参考資料の27ページから28ページ、いきいき情報センターは参考資料の29ページから33ページまでとなります。

それでは、説明します。

太宰府市いきいき情報センター及び太宰府市民図書館については、平成29年4月1日から令和2年3月31日までの3カ年、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者にしています。来年3月31日をもって指定管理の期間が満了することから、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間についても、引き続き太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定による、公募によらない候補者の選定により、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者として指定するものです。

なお、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決が必要なため、この2件については、令和元年太宰府市議会第4回定例会に案件として提出する予定です。よろしくご審議のほどお願いします。

説明は以上です。

○樋田教育長

では続けて、スポーツ課長、お願いします。

○スポーツ課長

議案47から50号、体育センター、歴史スポーツ公園、大佐野スポーツ公園、北谷運動公園の指定管理者の選定について、一括して説明申します。

これらの施設、体育センター、歴史スポーツ公園、大佐野スポーツ公園については、現在、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団が指定管理者として指定しています。あと一つの北谷運動公園については、一般社団法人太宰府市体育協会が指定されていますが、その期間が令和2年3月31日をもって満了となることから、指定管理者の選定については、前回に引き続き太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として、体育センター、歴史スポーツ公園、大佐野スポーツ公園については公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を、北谷運動公園については一般社団法人太宰府市体育協会を選定しましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を予定しているものです。

説明は以上です。

○樋田教育長

それでは続きまして、文化財課長の説明をお願いします。

○文化財課長

議案51号から53号について、一括して説明します。51号は太宰府市文化ふれあい館、52号が太宰府展示館、53号が水城館になっています。

まず、51号の太宰府市文化ふれあい館ですが、今までの説明と同様で、令和2年3月31日で満了しますので、現在、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に指定管理をしているものですが、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により引き続き公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に指定管理をお願いしようという案でございます。

それから、52・53号につきましては、現在どちらも公益財団法人古都大宰府保存協会にお願いしているところでございますが、そちらも同様のことにて、引き続き公益財団法人古都大宰府保存協会に指定管理をお願いするものです。

以上です。

○樋田教育長

説明が終わりました。採決は後ほど議案ごとにとと思いますが、質疑、討論については、全体的に行いたいと思いますので、どの号でも結構ですので、ご意見を賜ればと思います。質問等は何かありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは、採決を行います。

議案第45号について、承認をすることに賛成の方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第45号は承認をされました。

議案第46号について、承認をされる方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第46号は承認をされました。

議案第47号について、承認をされる方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第47号は承認をされました。

議案第48号について、承認をされる方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第48号は承認をされました。

議案第49号を承認される方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第49号は承認をされました。

議案第50号を承認される方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第50号は承認をされました。

議案第51号を承認される方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第51号は承認をされました。

議案第52号を承認される方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第52号は承認をされました。
議案第53号を承認される方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第53号は承認をされました。
以上です。

[議案第54号 令和元年度太宰府市教育費補正予算案（第5号）について]

○樋田教育長

それでは続きまして、議案第54号の審議に入ります。
教務係長の朗読を求めます。

○教務係長

議案第54号、令和元年度太宰府市教育費補正予算案（第5号）について。
標記について、承認を求める。
令和元年11月27日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

これも2課ありますので、それぞれ先に提案理由の説明をさせていただきます。
では、まず学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長

資料の52ページをご覧ください。歳出です。

10款の教育費、1項教育総務費の特別支援教育費、4目ですが、事業目の151、特別支援学級運営費について、313万9,000円の増額の補正をお願いしているところです。内訳としては、消耗品費の85万円、備品購入費で228万9,000円を増額させていただいています。

主な理由としては、次年度、特別支援学級のクラス数が増加する見込みであることです。見込みとしては、現在のところ12クラスの増を見込んでいるところです。それに伴って新設教室の備品、消耗品の購入予算となります。

続きまして、事業目152番、通級指導教室運営費です。69万円の増額予定をお願いしています。内訳としては、消耗品費44万円、備品購入費として25万円を増額させていただいています。

こちらも次年度の見込みとして、2クラス、1学校が増設、それから1学校が新設ということで、2クラス増える予定です。それに伴った備品、消耗品の購入予算の計上となります。

続きまして、2項の小学校費です。1目学校管理費の事業目150番、小学校管理運営費を740万円増額補正させていただいています。内訳としては、消耗品費620万円、備品購入費120万円を計上させていただいています。

こちらは教室増の見込みがあり、学業院中学校、水城小学校、それから太宰府西中学校

に、プレハブ工法による校舎の新築を進めているところです。それに伴っての教室増に対する備品、消耗品を購入するというので、増額補正をさせていただいているところです。

続きまして、10款3項中学校費、1目の学校管理費の事業目150番、中学校管理運営費、こちらを641万9,000円の増額補正をさせていただいています。内訳としては、消耗品費410万円、備品購入費として85万円、負担金、補助及び交付金として146万9,000円の増額補正をさせていただいています。

こちらにもプレハブ工法による新築校舎の建築に伴う教室の増で、備品、消耗品の購入予算です。あわせて、負担金、補助金及び交付金ですが、こちらは中学校の中体連の補助金で、今年度、当初予算でも組んでおりましたが、生徒が頑張ったことで、逆に大会参加補助金が若干不足する見込みですので、補正予算を計上させていただいているところです。

以上です。

○樋田教育長

続きまして、スポーツ課長、お願いします。

○スポーツ課長

53ページをご覧ください。保健体育総務費のスポーツ推進費、19節負担金、補助及び交付金の全国大会出場補助金44万円について説明します。

こちらは、全国大会に参加される場合の旅費的な補助金、上限2万円で、当初予算分は全部支出してしまい、今相談がまっている22人分を補正するものです。

続きまして、オリンピック関係費ですが、来年の5月22日に本市で聖火リレーが開催されることから、まず需用費として、消耗品費82万5,000円、これは道路交通を規制する際の予告看板、市単分ということで50枚ほど予定しています。印刷製本費、こちらにも交通規制のチラシを5万部作成して、市内の駐車場や事業所あるいは広報誌への折り込みを考えています。

12節の役務費に関しては、先ほどの交通規制チラシを市の広報誌4月1日号か5月1日号に折り込む際の手数料3万6,000円を予定しています。

54ページ、第2表、債務負担行為補正ですが、こちらにも聖火リレーに関して、スタート地点でミニセレブレーションという式典を予定しています。これに伴うステージの設営、音響、MC等の委託料を予定しています。支出は令和2年度になりますが、業者を含めて打ち合わせをし今年度中にしなければならないということで、債務負担をお願いしているものです。

以上です。

○樋田教育長

説明が終わりました。どうぞ。

○学校教育課長

学校教育課です。

説明が1点漏れておりました。54ページの債務負担行為の補正です。

上2行です。事務補助業務委託料、各小学校と各中学校ということで上程をさせていただいています。こちらは次年度から予定されている会計年度任用職員の導入に伴うものですが、事務補助員を各学校に1名ずつ配置しております。事務補助員については、会計年度任用職員としてではなく、外部からの人材派遣という形を想定しており、今年度中にその業者と契約を結ぶために、債務負担を計上させていただいているものです。4月1日の任用に間に合うように、今年度中に業者と契約して、人材の選定、それから派遣までの手続をしていただくという段取りを今進めるということで計画しているものです。

以上です。

○樋田教育長

補足も含めまして説明が終わりました。

では、質疑、討論を行いたいと思います。全体的に何かありましたら、どうぞ。よろしいですか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは、議案第54号について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第54号は承認をされました。

これをもちまして11月定例会を閉会したいと思います。異議はありませんか。

[各委員 異議なしの声]

○樋田教育長

それでは、ご異議なしと認め、これで11月定例会を閉会します。

午前11時20分 閉会